

振草川漁業協同組合
内共第4号及び第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第4号及び第5号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご（あめのうお）、おいかわ（しらはえ）及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、竿釣（友釣、餌釣及び毛針釣）による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した別記様式1号による遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により、当該水産動植物の繁殖保護又は組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 この漁場の区域内においては、竿釣及び施刺網（地方名称「まき網」をいう。）以外の方法で遊漁をしてはならない。

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
施 刺 網	網の全長20メートル以下、網目の大きさ1センチメートル以上

3 漁場区域内における、あゆの遊漁については、次条第1項の規定によるあゆ

についての解禁の日から7月31日までは、竿釣（友釣に限る。）によってする場合を除き、遊漁をしてはならない。

4 あまごについては、竿釣によってする場合を除き遊漁をしてはならない。

5 次に掲げる漁法により水産動物を採捕してはならない。

(1) 水中に電流を通じてする漁法

(2) びんづけ（セルロイド製、陶器製その他これらに類するものによる場合を含む。）

(3) 動力を利用する瀬干漁法

(4) 火光を利用して行う漁法

(5) 水中銃（発射装置を有する刺突具類であって、水中で使用するもの）

（遊漁期間）

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	愛知県漁業調整規則で規定されるあゆ採捕の禁止期間末日の翌日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あまご	2月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
うなぎ及びおいかわ (以下「雑魚」という。)	1月1日から12月31日まで (ただし、おいかわについては竿釣以外は8月1日から11月30日までとする。うなぎについては5月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内とする。)

2 前項の公表は、振草川漁業協同組合事務所及び組合が指定する遊漁承認証取扱所に掲示して公表するものとする。

（禁止区域）

第5条 前条に規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
振草頭首工えん堤の上流端の上流200メートルから同上流端の下流100メートルまでの区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	20センチメートル
あ ま ご	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が満18歳以下のもののときは無料、肢体不自由者のときは、同号に掲げる額の二分の一に相当する額とし、第3項ただし書きに規定する方法により納付するときはあゆについては1,000円、あまごについては500円、雑魚については200円を加算した額とする。

一 竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あ ゆ	竿 釣	解禁の日から7月31日まで	1日 2,500円
		8月1日から12月31日まで	1日 2,000円
		解禁の日から12月31日まで	1年 14,000円
あまご	同	2月1日から9月30日まで	1日 1,000円
			1年 3,000円
雑 魚	同	1月1日から12月31日まで	1日 200円
			1年 1,000円

二 その他の場合

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料
あ ゆ	施 刺 網	1日 3,000円
雑 魚	同	1日 1,000円

2 遊漁者（満18歳以下のもの及び肢体不自由者を除く。）が女性又は満30歳以下の男性の場合の鮎の竿釣に係る遊漁料の額は、前項に規定にかかわらず、1日1,500円、1年7,000円とし、次項ただし書きに規定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。

3 遊漁料は、組合の指定する遊漁承認証取扱所において納付しなければならない。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

4 前項に規定する遊漁承認証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁承認証取扱所に「遊漁承認証取扱所」の標札を掲げるものとする。

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式2号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をかくはんしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対して、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。漁場監視員は、別記様式3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附 則 この規則は、平成26年1月1日又は、愛知県知事が認可した日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 この規則（第7条、第7条第2項）は行政庁の認可を受けた日から適用する。

別記様式1号

遊 漁 承 認 申 請 書

平成 年 月 日

振 草 川 漁 業 協 同 組 合 長 殿

申請者住所

氏 名

生 年 月 日 T・S・H 年 月 日

下記により、貴組合共同漁業権漁場で、遊漁したいので承認してください。

記

1 遊漁対象水産動物名

2 漁具・漁法

3 遊 漁 区 域

4 遊 漁 期 間 平成 年 月 日 から

平成 年 月 日 まで

別記様式 2 号

遊 漁 承 認 証（日券）

表

裏

	NO.
	遊 漁 承 認 証
	発行 年 月 日
下記のとおり遊漁を承認します	
氏名	
承認期間	
魚種・漁具	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者 振草川漁業協同組合㊤	

○注意事項
1. この遊漁承認証は帽子又は胸部の見易いところに必ず付けること。
2. 承認証は、再発行はいたしません。
3. 監視員の指示に従って下さい。

遊 漁 承 認 証（年券）

注 意 事 項	第 号
1. 遊漁の際は本証を外部から見やすい 個所へ必ず装着すること。 2. 監視員の要求があった時は本証を提 示し指示に従うこと。 3. 本証は本人以外が使用した場合は無効。 4. 本証は再発行しません。 5. 遊漁規則違反者は、以降の遊漁を禁止い たします。 6. 遊漁中の事故に関しては、組合では一切 の責任を負いません。	年度 住所 氏名 発行者 振草川漁業協同組合 ㊤ 魚種 年令 写真

漁 場 監 視 員 証

表

裏

写真	NO.
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明します。	
氏名	(年令)
有効期間	年 月 日
	年 月 日
発 行 者	
振草川漁業協同組合 ㊟	

○注意事項

- 1 本証は、他人に貸与又は譲渡することはできません。
- 2 漁場監視の場合には、本証を携帯してください。
- 3 遊漁者に接する場合には、おだやかに話をしてください。
- 4 本証を紛失したときは、直ちに組合へ報告してください。
- 5 監視員をやめた場合は、組合へ返納してください。
- 6 漁場監視員はいかなる場合も、遊漁者に対して暴行若しくは脅迫を加え、又は威嚇を行ってはならない。